

荷主の皆様へ

トラック運転者の 過労運転防止・労働災害防止 にご協力ください

◎過労運転防止のために・・・

- 1 発注条件の明示
 - ・急な発注条件の変更を行わないようにしてください。
- 2 無理のない到着時間
 - ・運転者の休憩時間、道路の渋滞等を考慮した到着時間を設定してください。
 - ・到着時間遅延が見込まれる場合は、安全運行を確保できる到着時間再設定やルート変更など柔軟な対応をお願いします。
- 3 荷受け、積卸し時間の効率化
 - ・手待ち時間を少なくできるような荷受けや積卸しの時間帯設定に配慮ください。
 - ・トラック車両を荷主の敷地内で待機できるよう配慮ください。
- 4 トラック運送事業者の選定
 - ・各種法令等の遵守をしている事業者であることを前提にトラック事業者を選定してください。
 - ・安全性優良事業所の認定(Gマーク)制度を参考の一つにしてください。

◎労働災害防止のために・・・

- 1 安全管理体制
 - ・運転者に荷役作業を行わせる場合には、荷主内での荷役災害防止担当者を指名し、荷役作業の連絡調整や巡視を行ってください。
- 2 墜落防止対策
 - ・昇降設備(階段など)や安全帯取付設備(親綱やフック等)を設置するなど、プラットホームや荷台からの墜落・転落防止に配慮ください。
- 3 フォークリフトによる労働災害防止
 - ・走行場所と歩行通路を区分し、死角にはミラーを設置してください。
 - ・制限速度や運行経路・安全通路を見やすい場所に掲示してください。

参考

1. 安全性優良事業所の認定(Gマーク)について
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html)
2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001069396.pdf>)
3. 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>)
4. 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000021502.pdf>)
5. 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf>)
6. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>)
7. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>)
8. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-2.html>)